

火災予防の取組

平成 29 年の住宅火災の状況

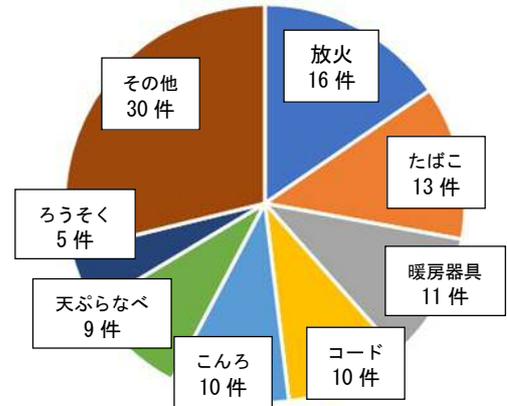
平成 29 年に京都市において発生した 249 件の火災のうち、住宅における火災は 104 件で、平成 28 年と比べて 18 件の減少となりました。

■ 住宅火災の主な原因

住宅火災の原因の第 1 位は放火で 16 件発生しました。

平成 28 年の第 1 位であったたばこは 13 件となり、33 件から大きく減少しました。

次いで暖房器具が 11 件、コードとこんろがいずれも 10 件、天ぷらなべが 9 件となりました。



■ 住宅火災の焼死者

平成 29 年は京都市において 15 名の焼死者が発生し、そのうち住宅火災で亡くなられた方は 13 名でした。

住宅火災による焼死者 13 名のうち、5 名が放火、4 名が暖房器具火災によるもので、また、13 名のうち 11 名が高齢者又は身体に障害のある方でした。

放火火災防止の取組

平成 29 年に京都市で発生した、放火が原因となる火災は 34 件で、平成 28 年から 8 件減少しましたが、第 1 位となりました。

京都市消防局では、放火火災を減少させるため、「放火火災予防デーにおける一斉啓発」、「放火防止特別警戒の実施」、「放火対策プロジェクトの推進」を三本柱として、放火防止対策に取り組みました。

■ 放火火災予防デーにおける一斉啓発

平成 28 年から、「放火火災の予防に関すること」を、新たに規定した京都市火災予防条例の公布・施行日である 11 月 11 日を、「放火火災予防デー」とし、市内一斉に放火防止の啓発活動を実施しており、昨年も各署において、放火防止のパレードや街頭広報などを実施し、放火火災の防止を呼び掛けました。

京都市市民防災センターにおいては、市内の自主防災会長等に御出席いただき、自主防災会事例研究会を開催し、下京区菊浜学区自主防災会での放火防止対策の取組等について発表いただくなど、情報共有や情報交換を行いました。



■ 放火火災防止特別警戒の実施

市内全消防署（分署）の消防隊及び救助隊が、深夜時間帯などの放火火災が多発している時間帯に継続して巡回パトロールを実施しました。

■ 放火対策プロジェクトの推進

京都市火災予防条例に規定された、放火火災対策のための具体的な実践事項を更に実行性のあるものとするため、地域が主体となり消防職員、消防団員、地域及び関係機関が一体となって放火防止に取り組む「放火対策プロジェクト」を推進しています。

平成 28 年度から、過去に複数回放火火災が発生した地域から「放火対策エリア」を選定し、地域の消防団員等から養成された「放火対策コンサルタント※」がアドバイザーとなり、地域事情に応じた放火対策アクションの取組を実行しています。平成 30 年度も、放火対策エリアを拡大し、引き続き取組を推進します。

実施手順	取 組 内 容
放火対策エリアの選定	<ul style="list-style-type: none"> ・過去 5 年間で放火事案が 3 件以上発生している学区（96 学区） ・その他、署長が特に取組が必要と認める地域 ⇒平成 29 年度は 113 学区を選定
放火対策コンサルタントの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・放火対策エリアを管轄する消防分団員等を対象として養成
放火対策アクションの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・放火対策エリアにおいて、放火対策コンサルタントを交えたミーティングや防火見回り活動を実施し、地域の実践事項を決定し、実践する。

※ 放火対策コンサルタント

放火対策エリアにおいて取り組む、話し合いや防火見回り活動等の放火対策アクションの計画から実践、見直しまで、放火対策アクション全般に参画し、地域住民に対して、養成研修で得た知識をいかし、有効な放火防止対策の取組等のアドバイスを行う。



放火対策コンサルタント養成研修

たばこ火災防止の取組

平成 29 年の京都市における、たばこが原因となる火災は 27 件で、平成 28 年から 23 件減少しました。京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導などの戸別訪問指導のほか、事業所査察や防火運動などあらゆる機会を通じてたばこ火災防止の啓発を行ってきました。また、啓発ステッカーを市内のたばこ販売店舗や自動販売機、事業所や公共の喫煙所に掲出しました。

種別	発生件数	件数	日
火災の落下	発生件数の減少	25件	20年
	減少率	3%	30件
	減少率	2%	20件

火災の落下 不測な火災発生

自分は大丈夫! と、思っていないですか? たばこ火災は、1年以内に京都市の火災総数の約3割に達しています。

京都府消防局 京都市消防局 京都共済 市民共済

秋・年末・春の火災予防運動の取組

京都市消防局では、市民の皆様一人一人の火災予防意識を喚起し、火災及び焼死者の発生を防止することを目的に、秋、年末、春の各種火災予防運動を展開しています。

■ 平成29年秋の火災予防運動（平成29年11月9日～平成29年11月15日）

● 重点推進事項

<p>焼死者防止対策の推進</p>	<p>秋から冬にかけて暖房器具が原因の焼死者が多く発生している傾向を踏まえ、暖房器具の取扱いについて啓発を行いました。暖房器具火災では、特に電気ストーブが原因の火災が多いため、電気ストーブの危険性について啓発しました。</p> <p>また、たばこ火災が原因の焼死者が多いことから、喫煙場所を決め布団などの周りで喫煙しないことや、灰皿に水を入れ、吸い殻は確実に火を消してから捨てることなどを啓発しました。</p>
<p>放火防止対策の推進</p>	<p>市民が主体的に放火防止に努める重要性を呼び掛け、その取組が継続的に行われるよう指導しました。</p> <p>また、放火火災の予防に関する京都市火災予防条例が公布された11月11日を放火火災予防デーとし、全市一斉に放火火災の予防に関する啓発を行いました。</p>
<p>出火防止対策の推進</p>	<p>こんろ周りからの出火防止の徹底やたき火等の屋外における火気管理の徹底、溶接・溶断作業時における出火防止の徹底について啓発しました。</p>
<p>事業所の防火対策の推進</p>	<p>民泊等の小規模宿泊施設の増加に伴い、設置が義務となる自動火災報知設備の設置指導や宿泊施設における安全な火気の取扱いについて、指導を行いました。</p>



■ 平成 29 年 年末防火運動（平成 29 年 12 月 20 日～平成 29 年 12 月 31 日）

● 重点推進事項

<p>焼死者防止対策の推進</p>	<p>火災による被害が拡大するおそれの高い木造の共同住宅を重点的に、居住者に対する防火指導を行うこととし、暖房器具が原因の火災による焼死者が多く発生していることから、暖房器具の取扱い及び適正な離隔距離について啓発しました。</p> <p>また、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器について、設置義務化されてから 10 年目を迎えるに当たり、機器本体の劣化や電池切れが発生する時期となっていることから、年末の大掃除に併せて作動点検を行うよう啓発しました。</p>
<p>放火防止対策の推進</p>	<p>地域が実施する年末パトロール等の機会を捉え、地域内に潜在する放火危険箇所を確認し、地域住民で情報共有するよう取組を推進しました。</p>
<p>事業所防火対策の推進</p>	<p>宿泊施設における自動火災報知設備の設置指導を実施したほか、年末年始で多忙となる飲食店に対し、厨房設備における火気の安全な取扱い及び排気ダクトの清掃等を徹底するよう啓発しました。</p>



文化財防火の推進

文化財防火の取組

■ 文化財防火運動の実施（7月，1月）

京都市消防局では，毎年7月と1月の年2回，文化財防火に係る運動を展開しています。

【夏の文化財防火運動：平成 29 年 7 月 12 日～18 日】

【文化財防火運動：平成 30 年 1 月 23 日～29 日】

● 重点推進事項

<p>文化財から火災を起さないための取組の推進</p>	<p>1 特定文化財対象物に対する査察の実施 市内全特定文化財対象物（1,051 件）うち約7割（704 件）の査察を実施し，防火管理の状況や消防用設備の維持管理状況について確認するとともに，必要な指導を行い，自主防火体制の強化について啓発しました。</p> <p>2 伝統的建造物群保存地区に存する防火対象物への防火指導等の実施 伝統的建造物の小規模飲食店に対する防火指導や地区内の訪問防火指導等を実施しました。</p>
<p>火災をはじめとする災害に備えた取組の推進</p>	<p>年間を通じて，消防訓練，文化財市民レスキューにおける教育訓練，実態把握等，延べ 558 件実施しました。</p> <p>1 防災施設の操作確認，合同消防訓練等の実施／消防訓練等：133 件</p> <p>2 文化財市民レスキュー体制の充実／訓練，研修等：144 件</p> <p>3 美術工芸品の実態把握，文化財セーフティカードを活用した搬出活動の確認／実態把握等：281 件</p>

● 市長視閲合同消防訓練

1 月 24 日に，元離宮二条城において，自衛消防隊，文化財防災マイスター，消防機関が一体となって大規模な消防合同訓練を実施し，文化財を火災から守る意識を新たにしました。



■ 文化財防火・市民講座（平成 29 年 7 月 3 日）

平成 29 年度は京都国立博物館と共同開催し，99 名の参加を得て，京都国立博物館学芸部保存修理指導室長大原嘉豊氏による文化財講話，文化財修理保存所等の見学，また，館内に設置の消防用設備の取扱指導を実施し，実際に放水体験をしていただきました。



明治古都館 建物説明の様子

■ 文化財防火サマースクール（平成 29 年 7 月 31 日）

平成 29 年度は東寺（南区）で開催し、小学 4 年から中学 3 年生までの児童・生徒等 120 名の参加を得て、庶務部長 橋詰政弘氏による文化財のお話を聞きながら、五重塔（国宝）をはじめとする文化財鑑賞や、放水銃などの防災施設の取扱いを体験するとともに、東寺自衛消防隊、南消防団及び公設消防隊による合同消防訓練を見学しました。



■ 文化財防災マイスターの養成

平成 29 年度は、平成 29 年 9 月 29 日と平成 30 年 3 月 2 日の 2 回実施し、合計 99 名の参加を得て、救命講習や防火講習のほか、放水銃等の防災施設の取扱指導を行い、実際に放水体験も実施しました。また、フォローアップ研修として、法然院（左京区）で開催した建植式を見学、合わせて境内の防災施設の見学や文化財鑑賞を実施しました。



■ 文化財市民レスキュー体制の充実

平成 29 年度は、年 2 回の文化財防火運動期間を中心に文化財市民レスキュー体制 238 体制のうち延べ 144 体制において訓練・研修等を行い、文化財を災害から守る体制の強化に取り組みました。



■ 「たき火・喫煙等を制限する区域」に掲出する制札の設置、更新

平成 29 年度は、公益財団法人京都市文化保存協会と協力し、文化財関係社寺に 73 本の制札の設置又は更新を行いました。

また、平成 29 年 12 月 12 日には法然院（左京区）において制札の建植式を行い、広く市民や観光客の皆様にも文化財防火への協力を呼び掛けました。



法然院における建植式

[文化財防火の事業概要はこちら（ピックアップ）](#)

[文化財防火の事業概要はこちら](#)

[文化財関係の統計はこちら（年報）](#)

[文化財関係の統計はこちら](#)

民泊対策

民泊対策

京都市消防局では、近年急増している、インターネット等を介して空き家や共同住宅の空き室等を宿泊客に提供する施設、いわゆる「民泊」に対し、防火安全対策の確保を図るための取組を行っています。

■ 消防法令上の基準や届出等に関する情報発信の充実及び相談体制の強化

民泊には、空家や共同住宅の空室等を活用することが多く、こうした場合、大きな改装を行うことがないため、建築士や消防設備士等の専門家による関係法令のチェックがなされないことがあります。このため、法令に定める手続きや基準を遵守していないものも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、消防局ホームページでは、閲覧する市民や業者の方に、宿泊施設に関する情報をより分かりやすくお知らせするよう努めています。

■ 「民泊」対策プロジェクトチームにおける関係局との連携及び消防法令の順守に向けた指導

民泊については、無許可営業の施設も多く、そのような施設では宿泊客と住民の安全管理の観点から問題があります。また、民泊施設の周辺住民は、施設に対して、誰がどうやって営業しているか不明なことから、具体的なトラブルがなくても不快感・不安感を抱くケースが多く認められます。

そのため、京都市では、平成27年12月1日に文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局及び消防局からなる「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、様々なルールの策定に向け取り組みました。

平成29年6月16日に住宅宿泊事業法が公布された後にも、さらに検討を重ね、これらの検討内容を踏まえたうえで、市民からも意見を募集し、京都市独自のルール（民泊関係条例）が制定、公布されました。

■ 民泊に対する防火対策の強化

京都市では、住宅宿泊事業を行う事業者は、宿泊者に対して、消火器の使用方法や避難経路、こんろの使用方法などを、図や書面を使って説明するように義務付けています。

このため、京都市消防局においても、消防法令による規制のほか、喫煙の方法やこんろの使用法といった出火防止対策や、119番の通報要領、消火器の使用法等を分かりやすく説明するため、リーフレットを作成しました。特に、外国人宿泊者にとっては、よりスムーズな対応をしてもらう必要があることから、4箇国語で掲載しており、消防局ホームページからもダウンロードできるようにしています。



■ 今後の民泊対策（平成 30 年度）

● 「消防検査済表示制度」の創設

小規模な宿泊施設において検査を実施し、消防法令が守られているなど、一定の条件をクリアされていることを確認できた場合、申請に基づいて「消防検査済ラベル」を交付します。

このラベルを入口等の屋外の見えやすい位置に掲示してもらうことで、適切に防火対策を行う宿泊施設であることを、宿泊者及び地域住民に対して、広く情報提供を行うものです。

1 運用開始

平成 30 年 6 月 15 日

2 対象施設

民泊等の小規模な宿泊施設（収容人員 30 人未満）

3 ラベルの交付条件

- (1) 消防法令に適合していること。
- (2) 出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等を備え付け、宿泊者に対して説明を行うこと。
- (3) 消火器を設置していること。



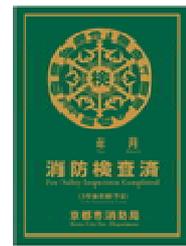
4 消防検査済ラベル

- (1) 銀色ラベル（1 年更新）
交付条件を全て満たしていること。
- (2) 金色ラベル（3 年更新）※上位のラベル
3 年継続して銀色ラベルの交付を受け、かつ、事業者等が本市の防火研修を受講していること。

<銀色ラベル>



<金色ラベル>



（サイズ：縦 17cm×横 12cm）

● 「京の宿泊所防火研修」の開催

民泊等の小規模な宿泊施設の関係者に、施設の安全管理に必要な、防火等に関する知識や技術を身に付けてもらう防火研修を新たに開催します。

1 開始時期

平成 30 年 7 月 31 日（第 1 回目）※平成 30 年度では、計 10 回開催予定（定員各 100 名）

2 受講対象者

小規模な宿泊施設の事業者等（予定者を含む。）

3 研修内容

講義及び実技訓練等（計 3.5 時間）

4 実施場所

京都市市民防災センター

5 その他

参加費は無料、受講修了者に修了証及び修了カードを発行します。

<研修科目>

科目	所要時間
受付	10分
オリエンテーション	10分
講義(施設の適正な運営)	30分
講義(出火防止, 地域連携など)	60分
休憩・移動	10分
講義(防火管理)	20分
実技(消火訓練)	20分
実技(避難誘導訓練)	20分
実技(警報設備取扱訓練)	20分
修了証発行	10分

計3.5時間

住宅防火対策の推進

高齢者世帯等に対する防火安全対策

京都市消防局では、住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者ゼロを目指し、市民生活の安全に努めています。消防職員、消防団員による住宅等への戸別訪問のほか、地域及び関係団体とも連携した高齢者世帯等への防火や防災に関する指導を柱とした、きめ細かな焼死者防止対策を推進しています。

■ 防火安全指導

消防職員が高齢者世帯等を訪問し、面談により出火防止や人命に係る事項の点検を実施し、その結果に基づき指導又は助言を行う「防火安全指導」を実施しています。



■ 高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者世帯等からの出火防止や焼死者防止を図るため、普段、高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉員等を対象に、「高齢者等のための安心アドバイザー研修」を実施しています。

■ 民間団体と連携した防火・防災対策

● 電気配線診断

電気使用安全月間（8月1日から同月31日まで）の取組の一環として、京都府電気工事工業組合が実施する「高齢者宅配線診断」に併せて、消防職員による防火安全指導を実施し、高齢者世帯における防火及び安全の確保を図っています。

● 住宅用火災警報器点検

火災警報器（戸外ブザー有）が設置されている在宅避難困難者世帯を、消防職員と（一社）京都消防設備協会の会員事業所が訪問し、住宅用火災警報器の点検（小修理を含む。）に併せて消防職員による防火安全指導を実施しています。

● 訪問看護ステーションの看護師による住宅防火点検

日頃から高齢者世帯等を頻りに訪れる訪問看護事業者の皆様、高齢者世帯等からの出火防止と焼死者防止の協力をいただくため、（一社）京都府訪問看護ステーション協議会と京都市との間で、平成29年9月14日に締結した「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」に基づき、加盟事業所の訪問看護師による「住宅防火点検」を実施していただいています。



■ 高齢者や聴覚言語機能に障がいのある方の緊急通報手段

● 緊急通報システム（あんしんネット119）

消防局と保健福祉局が共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、機器のボタン等を用いて自動的に消防指令センターへ通報できる「緊急通報システム」（愛称：あんしんネット119）を運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。

● 消防ファクシミリ

聴覚言語機能に障がいのある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。

● 京都市Web119

聴覚言語機能に障がいのある方が、外出中でも携帯電話のインターネット機能を利用して消防指令センターへ緊急通報できるシステムを運用しています。

住宅用火災警報器の設置促進，維持管理の推進

万一の火災に早く気づき，早く知らせる「住宅用火災警報器」は，全ての住宅の寝室・階段※・台所に設置する必要があります。

※ 階段は，上階に寝室がある場合に設置が必要。

住宅用火災警報器は，設置後10年ほどで電池切れや，本体の異常が出やすくなります。

京都市では，平成18年6月に新築住宅への設置が義務付けられてから10年が経過し，法令の基準どおりに住宅用火災警報器が設置されていない住宅への設置促進だけでなく，適正に設置されている住宅に対しても，定期的な作動確認や適切な本体交換を啓発しています。



市民防災指導の推進

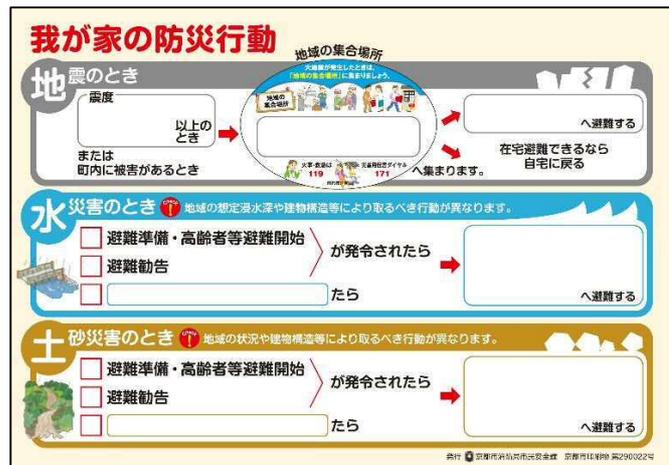
我が家の防災行動シール・防災行動ポスター

市民の皆様が、家族の状況や家屋の形態（一軒家又は共同住宅）、地域の状況等を踏まえ、震災時、水災時及び土砂災害時にいつの段階で、どのような防災行動をとるのかを記入し、冷蔵庫や玄関など目に付くところに貼っていただくシールを配布しています。

さらに、共同住宅等のエレベーターホールやエントランスの掲示板に掲出できるポスターも併せて配布し、災害時に大切な防災行動及び自助・共助について啓発しています。

■ 我が家の防災行動シール

各世帯で地震、水災害及び土砂災害の災害種別ごとに避難する時期、場所、行動等について話し合い、家族で決めた内容をシールに記入し、家の中で目に付くところに貼っていただくことにより、日頃から災害時における防災行動を家族で共有するものです。各学区の総合防災訓練、自主防災部の訓練、研修及び自主防災会総会等において、市民の皆様に対して本事業の趣旨及び記入方法等を十分に説明したうえで配布しています。



防災行動シール（A5サイズ）

■ 防災行動ポスター

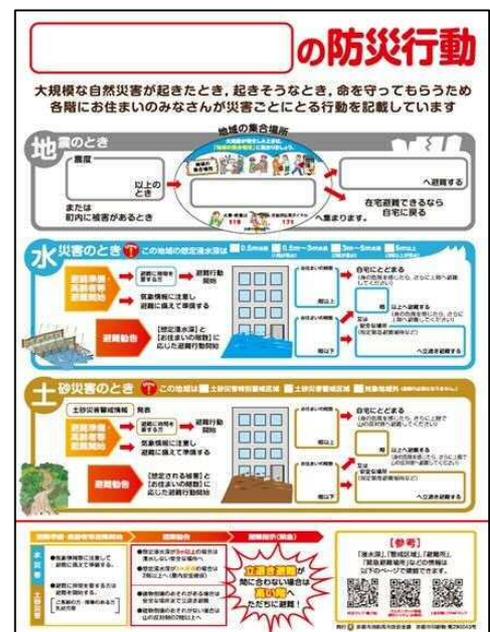
地震、水災害及び土砂災害時に、マンション等の共同住宅にお住まいの方が、居住する階数に応じてとるべき行動をポスターに記入し、エントランス等の共用部分に掲出していただくことにより、日頃から災害時の防災行動を各共同住宅内で共有するものです。

■ 防災行動シール外国語版

京都市消防局のホームページから「英語版」、「中国語版」及び「韓国・朝鮮語版」をダウンロードしていただけます。

■ 防災行動シール周知啓発用ビラ

各区役所・支所において、転入届を提出された市民の皆様を対象に、各区役所・支所でお渡しする配布物と合わせて防災行動シール周知啓発用ビラを配布しています。



防災行動ポスター（B3サイズ）

シール及びポスターの記入方法については、京都市消防局のホームページに掲載しています。

年代別 防災指導カリキュラム

幼年期から青年期までの発達段階や学習段階に応じて、身に着けておくべき防災に関する知識及び技能について、消防職員等が統一した内容で指導することを目的に「年代別 防災指導カリキュラム」を作成しました。

■ 経過

平成28年度	行政機関や学識経験者等が参加する検討会議を開催（計6回） 指導目標の設定や年代別・災害別に応じた個別指導内容等を検討 検討会議の結果を踏まえ「防災指導カリキュラム（暫定版）」を作成
平成29年度	各署における幼少年等を対象とした防火防災指導時に防災指導カリキュラム（暫定版）の検証を実施 各署からの検討結果を踏まえ「防災指導カリキュラム」の正式版を作成

■ 防災指導カリキュラムの特徴

最終目標「災害時に生き抜く力・技をしっかりと身に着ける」

- ・ 学校で学んでいる内容と消防職員・団員が指導する内容をリンクさせ、相乗効果を上げる。
- ・ 発達段階に応じて復習とステップアップを継続し、いざというとき、自分の身を守ることができる【自助】とともに、周りの人を助けることができる【共助】の長期的な人づくりを推進。
- ・ 京都の町並みや文化財について、昔から地域の人々が協力して守り続けてきた取組を理解し、災害に強いまちづくりの礎となる「京都の防火・防災文化」を継承。

■ 今後の取組

平成29年度に完成した「防災指導カリキュラム」を活用し、幼稚園・保育園（所）等の未就学施設や、小学校・中学校等において防火・防災教育を転換します。

The screenshot displays a grid of learning objectives for the 'Disaster Preparedness Curriculum'. The grid is organized by disaster type (Fire, Earthquake, Tsunami, etc.) and age group (Kindergarten, Elementary School, Middle School, High School). Each cell contains specific learning goals and activities. A vertical banner on the right side of the grid states the overall goal: 'Disaster Preparedness Curriculum' and 'Disaster Preparedness Instructional Objectives'.

年代別「防災指導カリキュラム」の1ページ

危険物安全週間の取組

危険物安全週間の結果

平成29年度は、6月4日から6月10日までの間、各行政区における危険物施設等で消防訓練や防火指導等が実施されました。

■ 重点推進項目

<p>危険物の取扱いに係る安全対策の推進</p>	<p>地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行い、流出事故等の防止を図ったもの。 消防署査察計画に掲げる危険物を取り扱う事業所の査察を優先的に実施するとともに、危険物を取り扱う事業所等を対象とした防火研修会等を実施するなど、適正な危険物の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制について指導を行い、災害発生の防止を図ったもの。</p>
<p>危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化及び実態把握</p>	<p>危険物施設を有する事業所において、合同訓練又は自衛消防訓練を実施することにより緊急時における応急措置要領の確認その他の自主保安体制の強化を図ったもの。 公設消防隊による事業所警防調査及び実地踏査並びに危険物関係業務マニュアルを活用した研修・訓練等を積極的に行うことにより、危険物を取り扱う事業所の危険物の貯蔵、取扱状況及び当該事業所固有の危険性の把握に努めるとともに、各隊の危険物災害への対応能力の更なる向上を図ったもの。</p>



合同消防訓練



事業所警防調査



危険物施設への査察

■ 普及啓発

啓発用ポスターの掲出、報道機関等への情報提供、ホームページへの掲載等を実施しました。

危険物安全週間推進標語（平成29年度）	
全 国	「あなたなら 無事故の着地 決められる！」 公募 14, 865 作品の最優秀作
京都市	「危険物災害ゼロへ 京のまち」



啓発用ポスター（京都ハンナリーズ）

■ 優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

京都市危険物安全協会が主催する京都市危険物防災推進大会（後援：京都市消防局）において表彰式を実施しました。



[危険物関係の事業概要はこちら（記録）](#)

[危険物の統計はこちら（年報）](#)

高圧ガス保安法に関する事務の権限移譲

権限移譲に向けた動き

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）により、免状に関する事務等の一部を除き、平成30年4月1日以降の高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の市長に移譲され、京都市においては消防局が事務を行うことになりました。（火薬類取締法に係る事務については平成29年4月1日をもって京都府から権限移譲されました。）

平成30年4月1日から事務を円滑に開始できるよう、手数料条例の一部改正等が行われました。

■ 組織体制の構築

平成27年中に行われた権限移譲に関する法律の成立を受けて、平成28年4月1日には消防局予防部に課長級の職員1名を新たに配置し、権限移譲の準備事務を行ったほか、平成28年10月1日以降、権限移譲専従（火薬類・高圧ガス）の係員3名を増員配置し、円滑な事務の開始に向けた組織体制の構築を行いました。

■ 京都府との協議・検査の同行

これまで高圧ガス保安法に関する事務を行っていた京都府の担当者と、権限移譲に向けて細部に渡って協議を重ねたほか、京都府が市内の事業所に対して行う完成検査や保安検査に部指導課の権限移譲担当の職員が同行するなどし、円滑な事務の引継ぎを目指した市府の連携を行いました。

■ 職員の養成

高圧ガス保安法に関する事務の専門的・実践的な知見を持った職員を養成するため、各種関係機関が行う研修会や講習会への受講のほか、本市に先駆けて平成25年度から高圧ガス保安法に関する事務の移譲を受けている大阪市消防局に職員を派遣し、検査等への立会いや研修会等への参加などを行いました。

■ 各消防署への巡回教養

予防部指導課の権限移譲担当の職員が、市内の全ての消防署と醍醐消防分署において全職員を対象とした巡回教養を行い、消防局で行う高圧ガス保安法に基づく規制事務に関することのみならず、高圧ガスが原因となる災害の現場活動にも着目し、高圧ガス全般に渡る知識の向上を図りました。



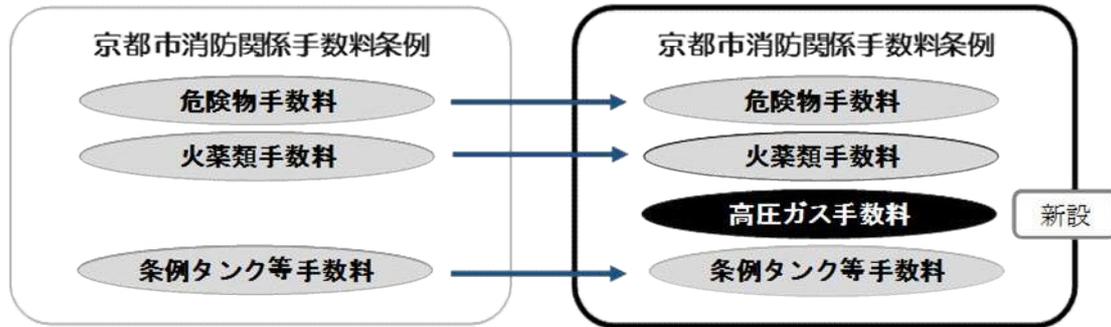
■ 権限移譲に向けた情報発信

消防局のホームページやSNSを活用し、平成30年4月1日から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行うことを市民に周知するとともに、京都府の検査に同行し、市内の事業者に対して個別に案内するなど、広く情報発信を行いました。

手数料関係の概要

京都市消防局で新たに高圧ガス保安法に関する事務を行うに当たって、平成 29 年 11 月市会において「京都市消防関係手数料条例」の一部を改正し、高圧ガス施設の審査等に係る手数料を定めました。

【手数料条例の改正概要】



【高圧ガス保安法に係る手数料（抜粋）】

手数料徴収事務（抜粋）		手数料金額
許可	製造（設置）	7,400円～56万円
	製造（変更）	3,200円～37万円
	貯蔵（設置）	2万5,000円
	貯蔵（変更）	1万1,000円～1万4,000円
検査	完成検査（製造設置）	5,550円～42万円
	完成検査（製造変更）	2,400円～27万7,500円
	完成検査（貯蔵設置）	1万8,570円
	完成検査（貯蔵変更）	8,250円～1万500円
	保安検査	7,700円～61万円
	容器（再）検査	90円～1万6,000円
	附属品（再）検査	21円～540円
登録	容器検査所の登録（更新）	1万6,000円
その他	充填ガスの種類変更等	1,400円

[高圧ガス等の保安の事業概要はこちら（記録）](#)